

## 前回審議会からの修正箇所一覧 ※単なる誤字の修正等は除く

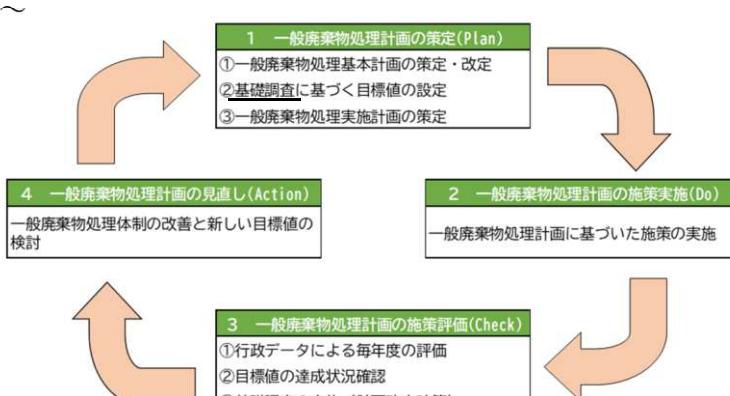
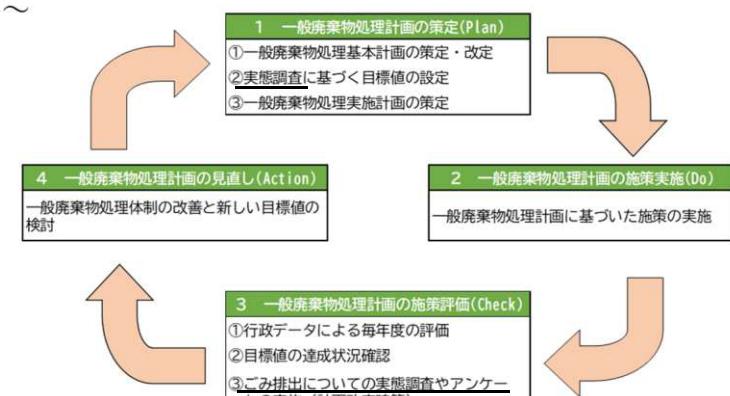
No. (ページ)	今回（令和7年12月22日第9回審議会）	前回（令和7年8月27日第8回審議会）
No. 1 (P. 9 ほか)	*コラム、参考資料、QRコードとURLを挿入しました。	
No. 2 (P. 9 ほか)	フードシェアリングサービス <u>（食品ロス削減マッチングサービス）</u>	フードシェアリングサービス <u>「文京×タベスケ」</u>
No. 3 (P. 11)	<p>（5）小型充電式電池の収集・処理 ～省略～</p> <p>区では、2025（令和7）年3月から小型充電式電池等の窓口回収を開始しており、適切な処理について区民に周知する必要があります。</p>	<p>（5）小型充電式電池の収集・処理 ～省略～</p> <p>区では、2025（令和7）年3月から小型充電式電池等の窓口回収をリサイクル清掃課及び播磨坂清掃事業所で開始しており、適切な処理について区民に周知する必要があります。</p>
No. 4 (P. 18 ほか)	<p>4. 4 P D C A サイクルによる進捗管理 ～省略～</p> <p>また、必要に応じて<u>基礎調査（ごみ排出についての実態調査やアンケート調査）</u>を行います。 ～省略～</p> 	<p>4. 4 P D C A サイクルによる進捗管理 ～省略～</p> <p>また、必要に応じて<u>ごみ排出についての実態調査やアンケート調査</u>を行います。 ～省略～</p> 

図 4-1 P D C A サイクル

図 4-1 P D C A サイクル

No. (ページ)	今回（令和7年12月22日第9回審議会）	前回（令和7年8月27日第8回審議会）																																		
No. 5 (P. 19～)	* 第5章及び第6章表 6-2(表 5-5 の再掲)について、2024(令和6)年度実績が確定していなかった暫定値の部分を更新しました。																																			
No. 6 (P. 25)	<p>表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本指標の算定式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家庭ごみ排出量 = (W1 × A) + (W2 × B) + W3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">算定に 使用す るデー タ</td> <td rowspan="4">行政 データ</td> <td>W1 区収集による可燃ごみ量</td> </tr> <tr> <td>W2 区収集による不燃ごみ量</td> </tr> <tr> <td>W3 粗大ごみ量</td> </tr> <tr> <td>W4 持込ごみ量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮定値 (※)</td> <td>R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)</td> </tr> <tr> <td>A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 家庭ごみ排出原単位調査等による推計値（一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。）</p>	基本指標の算定式		総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1		家庭ごみ排出量 = (W1 × A) + (W2 × B) + W3		算定に 使用す るデー タ	行政 データ	W1 区収集による可燃ごみ量	W2 区収集による不燃ごみ量	W3 粗大ごみ量	W4 持込ごみ量	仮定値 (※)	R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%	B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%		<p>表 6-3 進捗状況を管理するための行政データと仮定値</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">基本指標の算定式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">家庭ごみ排出量 = (W1 × A) + (W2 × B) + W3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">算定に 使用す るデー タ</td> <td rowspan="4">行政 データ</td> <td>W1 区収集による可燃ごみ量</td> </tr> <tr> <td>W2 区収集による不燃ごみ量</td> </tr> <tr> <td>W3 粗大ごみ量</td> </tr> <tr> <td>W4 持込ごみ量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">仮定値 (※)</td> <td>R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)</td> </tr> <tr> <td>A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 家庭ごみ組成分析調査等による推計値（一般廃棄物処理基本計画の改定や大きな分別変更があった時点で実施する。区で実績を把握できないため、新たに調査を実施するまでの間、固定値とする。）</p>	基本指標の算定式		総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1		家庭ごみ排出量 = (W1 × A) + (W2 × B) + W3		算定に 使用す るデー タ	行政 データ	W1 区収集による可燃ごみ量	W2 区収集による不燃ごみ量	W3 粗大ごみ量	W4 持込ごみ量	仮定値 (※)	R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)	A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%	B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%	
基本指標の算定式																																				
総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1																																				
家庭ごみ排出量 = (W1 × A) + (W2 × B) + W3																																				
算定に 使用す るデー タ	行政 データ	W1 区収集による可燃ごみ量																																		
		W2 区収集による不燃ごみ量																																		
		W3 粗大ごみ量																																		
		W4 持込ごみ量																																		
	仮定値 (※)	R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)																																		
		A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%																																		
B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%																																				
	基本指標の算定式																																			
総排出量 = W1 + W2 + W3 + W4 + R1																																				
家庭ごみ排出量 = (W1 × A) + (W2 × B) + W3																																				
算定に 使用す るデー タ	行政 データ	W1 区収集による可燃ごみ量																																		
		W2 区収集による不燃ごみ量																																		
		W3 粗大ごみ量																																		
		W4 持込ごみ量																																		
	仮定値 (※)	R1 区が収集もしくは関与する家庭系リサイクル量 (集団回収、集積所回収、拠点回収、粗大ごみ資源化分の合計値)																																		
		A 区収集による可燃ごみに占める家庭ごみの割合66.4%																																		
B 区収集による不燃ごみに占める家庭ごみの割合63.7%																																				
	No. 7 (P. 26)	<p>6. 3 P D C A サイクルによる進捗評価の概要 ～省略～</p> <p>また、必要に応じて基礎調査（ごみ排出についての実態調査やアンケート調査）を実施し、ごみの組成割合や区民1人1日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。</p>	<p>6. 3 P D C A サイクルによる進捗評価の概要 ～省略～</p> <p>また、必要に応じてごみ排出についての実態調査やアンケート調査を実施し、ごみの組成や区民1人1日当たりのごみの排出量、区民や事業者の意識・意向等を把握しながら点検・評価を行っていきます。</p>																																	
No. 8 (P. 28)	<p>①区の食品ロスの現状</p> <p>2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査では、可燃ごみの中では、生ごみが最も多く28.4%でした。食品ロスは8.0%で、内訳は、直接廃棄（手つかず）が3.6%、直接廃棄（使い残し）が1.1%、食べ残しが3.3%でした。</p>	<p>①区の食品ロスの現状</p> <p>2024（令和6）年度に実施した家庭ごみ組成分析調査では、可燃ごみの中では、生ごみが最も多く28.4%でした。内訳は、直接廃棄（手つかず）が3.6%、直接廃棄（使い残し）が1.1%、食べ残しが3.3%でした。</p>																																		

No. (ページ)	今回（令和7年12月22日第9回審議会）	前回（令和7年8月27日第8回審議会）
No.9 (P. 29)	<p>図 7-1 直接廃棄の内訳（品目別）</p>	<p>図 7-1 直接廃棄の内訳（品目別割合）</p>
No.10 (P. 30)	<p>②目標値の設定 ～省略～</p> <p>2022（令和4）年度の都内の食品ロス発生量は31.7万tと推計されており、<u>2022（令和4）年度</u>時点では、2030（令和12）年度の目標を達成しています。</p>	<p>②目標値の設定 ～省略～</p> <p>2022（令和4）年度の都内の食品ロス発生量は31.7万tと推計されており、<u>2025（令和7）年度</u>時点では、2030（令和12）年度の目標を達成しています。</p>
No.11 (P. 34)	<p>①行動指針</p> <p>食品ロスを削減していくためには、区民・事業者・区の三者が<u>できる</u>ことから実施する必要があります。そのほか、事業者には、<u>従業者・区民</u>等が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。</p> <p>また、本区には、区民・事業者・区の三者が協働して取り組めるような仕組作りや、情報提供などの役割が求められています。</p> <p><u>以上のことから</u>、各主体の行動指針を次のように設定します。</p>	<p>①行動指針</p> <p>食品ロスを削減していくためには、区民・事業者・区の三者が<u>可能な</u>ことから実施する必要があります。そのほか、事業者には、<u>区民</u>が取り組みやすい環境を整備する取組が必要です。</p> <p>また、本区には、区民・事業者・区の三者が協働して取り組めるような仕組作りや、情報提供などの役割が求められています。<u>そのため</u>、各主体の行動指針を次のように設定します。</p>
No.12 (P. 35)	<p>○食品の保存 ～省略～</p>	<p>○食品の保存 ～省略～</p>

No. (ページ)	今回（令和7年12月22日第9回審議会）	前回（令和7年8月27日第8回審議会）
	・ <u>使い切れない食品</u> でまだ食べられるものは知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。	・ <u>使い切れない食品</u> は知人に譲る、フードドライブに提供するなどして活用します。
No.13 (P. 42)	<p>（3）目標値の設定</p> <p>～省略～</p> <p>ここから、2025（令和7）年4月から実施しているプラスチック分別回収により、これまで可燃ごみとして処分してきたプラスチックのうちの35%をリサイクルするとともに、発生抑制により2024（令和6）年度を基準に毎年約2%削減していくことで、2030（令和12）年度には<u>2019（令和元）年度の59.3gと比較して約3分の1を削減し、39.5g/人日</u>とすることを目指します。</p>	<p>（3）目標値の設定</p> <p>～省略～</p> <p>ここから、2025（令和7）年4月から実施しているプラスチック分別回収により、これまで可燃ごみとして処分してきたプラスチックのうちの35%をリサイクルするとともに、発生抑制により2024（令和6）年度を基準に毎年約2%削減していくことで、2030（令和12）年度には<u>2019（令和元）年度と比較して約3分の1を削減し、39.5g/人日</u>とすることを目指します。</p>
No.14 (P. 47)	<p>①行動指針</p> <p>～省略～</p> <p>また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組むとともに、東京都と協働した事業系プラスチック対策や情報提供などの役割が求められています。</p> <p><u>以上のことから、各主体の行動指針を次のように設定します。</u></p>	<p>①行動指針</p> <p>～省略～</p> <p>また、区には、自ら率先してプラスチックごみ削減に取り組むとともに、東京都と協働した事業系プラスチック対策や情報提供などの役割が求められています。<u>そのため、各主体の行動指針を次のように設定します。</u></p>

表7-7 各主体の行動指針

区民	不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
事業者	一般事業者 プラスチックを代替できる <u>備品や消耗品</u> の購入に努めます
	販売事業者 プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます
	飲食店等 使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます
	従業者 不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
区	脱プラスチックに取り組みます
	東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます
	情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

表7-7 各主体の行動指針

区民	不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
事業者	一般事業者 プラスチックを代替できる商品の購入に努めます
	販売事業者 プラスチックを代替できる商品の販売促進に努めます
	飲食店等 使い捨てプラスチックの使用の見直しに努めます
	従業者 不要なプラスチックは断る・見直すように努めます
区	脱プラスチックに取り組みます
	東京都と協働して事業系プラスチック対策に取り組みます
	情報を収集し、区民・事業者への普及啓発を行います

No. (ページ)	今回（令和7年12月22日第9回審議会）	前回（令和7年8月27日第8回審議会）
No.15 (P. 53)	<p>●エコ・クッキング※教室（※「エコ・クッキング」は、東京ガス（株）の登録商標です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について<u>学ぶ講座</u></li> </ul>	<p>●エコ・クッキング※教室（※「エコ・クッキング」は、東京ガス（株）の登録商標です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの発生抑制や環境に配慮した食生活について<u>調理を通じて学ぶ講座</u></li> </ul>
No.16 (P. 64)	<p>（3）適正排出の推進</p> <p>ごみの適正処理の基本は分別です。<u>本区では、集積所の維持管理は、その集積所を利用している住民の方々に担っていただいているが、近年は、ごみが適切に分別されていなかったり、夜間にごみを出されていたりするなどの問題が散見され、維持管理していただいている方々の悩みの種となっています。</u>本区で定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者に働きかけていきます。</p>	<p>（3）適正排出の推進</p> <p>ごみの適正処理の基本は分別です。<u>本区で定めた分別区分や収集日などの排出ルールについて、区民や事業者に働きかけます。</u></p>
No.17 (P. 68)	<p>（7）感染症発生時の対応</p> <p>～省略～</p> <p>①「<u>新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時における文京区廃棄物処理事業継続計画</u>」に基づいた対応</p>	<p>（7）感染症発生時の対応</p> <p>～省略～</p> <p>①「<u>廃棄物処理事業継続計画（新型インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症の発生時）</u>」に基づいた対応</p>
No.18 (P. 73)	<p>第8章 生活排水処理</p> <p>8. 1 収集状況</p> <p>区内の下水道普及率は100%で、<u>区内の一般家庭において、現在使用されているくみ取り便所はありません。</u></p> <p>～省略～</p> <p>8. 2 処理方法</p> <p>処理業者によって収集・運搬された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については、<u>図8-1のとおり品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。</u></p>	<p>第8章 生活排水処理</p> <p>8. 1 収集状況</p> <p>区内の下水道普及率は100%で、<u>し尿及び生活雑排水のほぼ全量が公共下水道により処理されており、区内の一般家庭において使用されているくみ取り便所は、現在ありません。</u></p> <p>～省略～</p> <p>8. 2 処理方法</p> <p>処理業者によって収集・運搬された、浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、汚水（作業所内で発生するもの）、事業系し尿については品川清掃作業所又は民間処分施設において処分されています。</p>